

令和4年 戸田市議会年間活動成果

提言書などの詳細はこちら



各委員会では、年間活動テーマや検討事項を定め、行政に対する政策立案・政策提言や議会改革を積極的に行っています。

ここでは、令和4年における各委員会の活動成果の概要をお伝えします。

委員会名	年間活動テーマ	年間活動成果
総務常任委員会	公共施設等の現状と今後の対応について	提言書を執行部へ提出
文教・建設常任委員会	自転車によるまちづくりについて	
	中学校での評価・指導の在り方について	調査結果報告書を執行部へ提出
健康福祉常任委員会	SDGsの理念を生かした新しい生活について	提言書を執行部へ提出
市民生活常任委員会	脱炭素社会の実現に向けて	
まちづくり・交通対策特別委員会	環境空間 [*] について	要望書を執行部へ提出
議会改革特別委員会	災害時の対応強化について	オンラインを活用した災害対応訓練を実施
	オンライン本会議に係る意見書について	議場への参集が困難な場合には、本会議への出席や表決の意思表示等がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法の規定を速やかに改正することを国に求める意見書を提出
	陳情の取り扱いについて	原則として議会の審査対象とすべきことを決定
	執行部出席の在り方について	地方自治法の規定を踏まえ、出席要求している市長の判断によるものとするを確認

健康福祉委員会

市長のリーダーシップのもと子供の居場所づくりの推進を

SDGsの様々な目標の中でも「貧困」に焦点を当て、子供の居場所づくり事業について調査・研究を行い「子どもの居場所づくりについての提言書」を提出しました。子供の居場所ポータルサイトを開設し、情報の集約・発信を行うことや、子供の居場所の立ち上げや運営支援、市民活動団体とのマッチングを行うなど、継続的な支援するための子育てコーディネーターの配置などを提言しています。



1月26日 こども健やか部へ提言書を提出

市民生活委員会

脱炭素社会の実現に向けて

脱炭素社会に向け、自治体には事業者や市民の模範となるよう、率先的に取り組むことが求められます。しかしながら、脱炭素への挑戦はかつてない転換が求められ、実現に向けて多くの課題があり、自治体だけでは達成することが非常に困難です。CO2の大部分が「食」「住居」「移動」に関連しており、この領域におけるライフスタイルの転換が重要です。既存の枠組みにこだわらず広くアイデアや技術を募り、一步一步課題

解決に向けて取り組んでいくことを提言しています。



1月26日 環境経済部へ提言書を提出

総務委員会

公共施設等総合管理計画の見直しに向けて新たな視点を

平成29年に策定された公共施設等総合管理計画が令和5年度に見直されることを受け、計画の目的に「ニーズ」「防災」「SDGs」の視点を加えるよう「公共施設等の現状と今後の対応への提言」を提出しました。「ニーズ」では変化するニーズに対応できる大規模修繕や建て替えなどを、「防災」では大規模修繕や建て替えに要する期間を考慮した検討などを、「SDGs」では自然エネルギーの採用などについて提言しています。



1月26日 企画財政部へ提言書を提出

まちづくり・交通対策特別委員会

未利用地となっている環境空間の早期整備を

環境空間がより親しまれる場所となるよう、「合意書緑地として集積予定である戸田市スポーツセンター付近の環境空間の整備に関する要望書」を提出しました。未利用の環境空間の早期整備をJR東日本に働きかけることや、合意書緑地の集積予定地である戸田市スポーツセンター付近の環境空間について、隣接する土地区画整理事業地と一体的な整備が進められるようJR東日本と協議することなどを要望しています。



1月18日 環境経済部へ要望書を提出

文教・建設委員会

自転車のまちに向けた機運の醸成を/将来を見据えた教育を

自転車によるまちづくりについては、「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」制定から10年が経過し、ルール・マナー向上、環境整備、利用促進を図るため、「自転車のまちに向けた提言書」を提出しました。また、学校教育については、学習指導要領が改訂され、特徴的な取り組みであるテストの在り方、宿題の必要性、全員担任制について調査研究し、「中学校での評価・指導の在り方についての調査報告書」を提出しました。



1月26日 都市整備部へ提言書、教育委員会へ調査報告書を提出

議会改革特別委員会

さらなる議会改革の推進を

- 災害時の対応強化を目的に、市内震度6弱の地震を想定し、オンラインを活用した災害対応訓練を実施。
- オンライン本会議を開催できるよう、地方自治法の規定を速やかに改正することを国に求める意見書を提出。
- 陳情の取り扱いについては、原則として議会の審査対象とすべきことを決定。
- 執行部の出席は、地方自治法の規定を踏まえ、出席要求している市長の判断によるものとするを確認。



オンライン会議の円滑な運用について調査研究中